

レンタルサイクル利用規約

このレンタルサイクルは、合同会社エコモビリティ北海道（以下当社）が運営管理しています。この利用規約は、お客様（以下利用者）がこのレンタルサイクルを利用して頂く際に遵守していただく事項について規定しています。ご利用の際はこの規約を遵守していただきます。

1. 利用申込

1. 利用申込は、当社ホームページ又は運営事務所窓口で行ってください。貸出手続きの際に、貸渡申込書に必要事項を記入のうえ、身分を証明できるもの（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードなど）と一緒に提示してください。
2. 申込書に虚偽の記載をされた場合または過去の利用時に当利用規約に違反された場合等適切でないと判断した場合には、利用をお断りすることがあります。

2. 契約

1. 貸渡契約は、お客様が貸渡申込書に署名し、当社又は運営会社に貸渡料金を支払い、お客様に貸渡自転車を引き渡したときに成立するものとします。貸渡料金及び超過料金については当社ホームページ又は運営事務所窓口設置の料金表をご覧ください。

3. 利用条件

1. 貸渡自転車の引き渡しにあたっては、お客様は係員の説明を受け、次の項目を係員とともに点検、確認していただくものとします。
 - ・ヘッドライトの点灯・ブレーキの効き・ハンドルの曲がり・タイヤの空気圧・チェーン・サドル・ペダル・バッテリーの充電状況(電動アシスト自転車のみ)
2. 利用者は、管理義務をもって利用するものとし、その管理責任は、貸出を受けた時から自転車を返却する時までとします。
 1. 貸出・返却とも営業時間内（9:30～17:00）に行ってください。
 2. お一人様に同時に複数の自転車を貸出することはできません。
 3. 適応身長目安以下の利用者につきましては、ご利用頂けない場合があります。

4. 返却

1. 必ず返却場所へ返却してください。
2. 自転車本体だけでなく、ヘルメット、ライト、カゴ、鍵等の付属品も忘れずに返却してください。
3. 返却の際、お忘れになったレンタル品以外の物については、当社は責任を負いません。

4. 返却時間を超えても返却されない場合、超過料金をいただきます。
5. 返却がない場合、電話等で確認させていただくことがあります。また、連絡のないまま返却時間を大幅に過ぎるなど、当方で悪質と判断した場合には、所轄警察署に被害届を提出する等の措置をとる場合があります。

5. 自転車の事故処理

1. 利用期間中に利用者が事故にあった場合は、直ちに警察署に届ける等の法令で定められた処置を取り、当社に事故の状況について報告するとともに、当社又は運営事務所の指示に従って対応してください。
2. 上記によるほか示談等が必要な場合は、自らの責任と費用において事故の処理、解決を図るものとします。当社では、事故について一切の責任を負わないものとします。
3. 上記にかかわらず、当社が第三者にやむなく損害賠償を負担した場合を含め、当社および貸渡自転車が被害を被った場合には、お客様にその損害賠償を請求する場合があります。

6. 自転車の故障・損傷

1. 利用者は、利用前に自転車および鍵等の付属品に故障等の不具合がないか、必ず確認してください。
2. 利用者に起因する自転車の故障の場合は、修理代金は利用者にてご負担いただきます。
3. 利用者に起因して自転車に修理不能な損傷を与えた場合は、該当する自転車購入時の代金（消費税込で最大 281,000 円）を利用者にてご負担いただきます。
4. 当社への事前の了解なく、利用者自身が自転車を修理された場合の修理代金は、負担できません。
5. 自転車の故障によってお客さまや第三者に損害が発生したとしても、当社に起因する場合を除いて、当社は一切の責任を負いません。

7. 自転車の盗難・紛失

1. 利用期間中に自転車から離れる場合は、自転車の鍵を必ず施錠してください。
2. 利用期間中に自転車を盗難または紛失した場合は、速やかに当社にご連絡ください。無施錠のまま放置した等お客さまに起因する事情により盗難、紛失した場合は 100,000 円を限度に違約金をいただくことがあります。なお、違約金受領後に自転車の返還があった場合でも、違約金の返金はありません。
3. 自転車を放置禁止区域等に放置し移動・保管された場合は、返還を受けるに要した費用は全額お客様に負担していただきます。

8. 付属品および鍵の紛失・破損

1. 利用期間中にヘルメット等の付属品を盗難または紛失した場合は、付属品購入時の代金（消費税込で最大 23,780 円）を利用者にてご負担いただきます。
2. 貸渡自転車の鍵を紛失、破損した場合には、交換料として実費 2,500 円をいただきます。

9. 補償

1. 自転車を借り受けしている間については、自転車に付帯している第 2 種（赤色）TS マーク保険の適用範囲内で、その補償を受けることができます。
2. 第 2 種 TS マーク保険の利用については、利用者自らが所定の必要な手続き全てを行うものとします。
3. 自転車を借り受けしている間等については、各種損害保険を付保するものとします。ただし、自転車搭乗中のみが補償期間となります。急激かつ偶然な外来の事故による損害や、自転車の使用に起因して第三者に身体障害や財物損壊を与えた場合の法律上の賠償責任を補償します。

（賠償責任保険）

- ・利用者が第三者に死亡または重度後遺障害（1～7級）を負わせたことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合は、1 億円を限度に補償します。

（傷害保険）

- ・利用者が交通事故によって、事故の日から 180 日以内に入院、死亡または重度後遺障害を負った場合、
死亡若しくは重度後遺障害（1～4級）・・・一律 100 万円
15 日以上入院・・・一律 10 万円（被害者見舞金）
- ・利用者（加害者）が第三者（被害者）に障害（入院加療 15 日以上）を負わせ、法律上の損害賠償責任を負担した場合、
15 日以上入院・・・一律 10 万円

（対物補償）

- ・物損の場合は、保険適用外となります。
- ・上記損害保険の補償限度額を超える損害については、利用者の負担とします。
- ・警察および当社に届出のない事故、もしくは利用者が本規約に違反して発生した事故による損害については、損害保険会社および当社の補償制度による損害補填が受けられないことがあります。

10. 禁止事項

利用者は次の行為はしないでください。

1. 飲酒・並走・二人乗りなどの無謀運転、信号無視や通行禁止場所の通行、また傘をさしたり、携帯電話（スマートフォン）を使用しながらの運転、イヤホンやヘッドホンで音

楽を聴きながらの運転、その他交通規則に違反する行為

2. 危険個所・不適切な場所での利用
3. 自転車放置禁止区域内および歩行者や自転車の通行障害となるような場所での駐輪
4. 自転車または付属品の改造等現状の変更
5. 運転中に当該自転車の異常を認めた場合、運転を継続する行為
6. 利用申込者以外の第三者に使用させること
7. 自転車を譲渡、質入れする等、利用目的と異なる行為
8. 公序良俗に違反する利用

1 1. 契約の締結の拒絶

お客さまが次の各号のいずれかに該当する場合は、契約の締結を拒絶できるものとします。

1. 申込者が前項に掲げた禁止行為を遵守できないと認められるとき
2. 酒気を帯びていると認められたとき
3. 貸出期間が暴風雨等の悪天候時、若しくはそれらが予測されたとき
4. その他当社が適当でないと認めたとき

1 2. 利用規約の違反

1. 利用者が利用規約に違反した場合は、利用中であっても、自転車を速やかに返却していただきます。
2. 利用停止の場合は当社又は運営事務所が受領した利用料金の払戻しは一切致しません。
3. 利用規約の違反により当社または第三者が被害を受けた場合には、利用者に損害を賠償する責任を負うものとします。

1 3. 免責

1. 理由の如何に関わらず、自転車を利用したことまたは利用できなかったことにより、自らに損害が生じた場合でも、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社又は運営事務所が利用の対価として利用者より受領した額を超えて損害の賠償を請求することができないものとします。

1 4. 個人情報の利用

1. 本サービスの利用に関連して当社が知り得た個人情報については、当社が提供するサービスの状況確認および利用者の居住地域及び年代の把握に利用します。お客様の同意なく、情報の収集、目的外の利用を行うことはありません。

1 5. 規約の変更

1. 利用規約の内容は、事前に告知することなく変更されることがあります。